

待機児童ファミリーサポートセンター 利用助成について

宝塚市役所 アフタースクール課
(TEL0797-77-2030)

対象者

宝塚市内の児童クラブに申請をし、待機となっている児童の保護者

内容

児童クラブを待機となっている児童の保育のために、ファミリーサポートセンター事業を活用した際に発生する費用の一部について市が助成を行います。助成の対象となる費用は、児童クラブへの入所申請に基づく時間内に児童の保育として利用された費用に限ります。

助成額

発生した費用の内、本来児童クラブに入所できていた際に発生する月額を自己負担とし、自己負担を超える費用について市が助成を行います。（※交通費や食費等の実費は助成対象外です。）

（例）児童クラブ入所時の月額が8,000円の方が、保育としてファミリーサポートセンター事業を活用し、15,000円の費用が発生した場合。

経費の合計：15,000円

本人負担：8,000円

市助成：7,000円

「子育てのお手伝いをしてほしい」人と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員になってお互いに助け合う相互援助組織です。

※サポート活動は一般市民による有償のボランティアです。

◆利用料金（HPより抜粋）

	子ども一人につき一時間あたり	1時間を超えた場合の報酬額
基本時間 7:00～20:00	700円/時間	350円/30分
上記時間外	900円/時間	450円/30分

※最初の1時間までは1時間未満でも1時間とします。

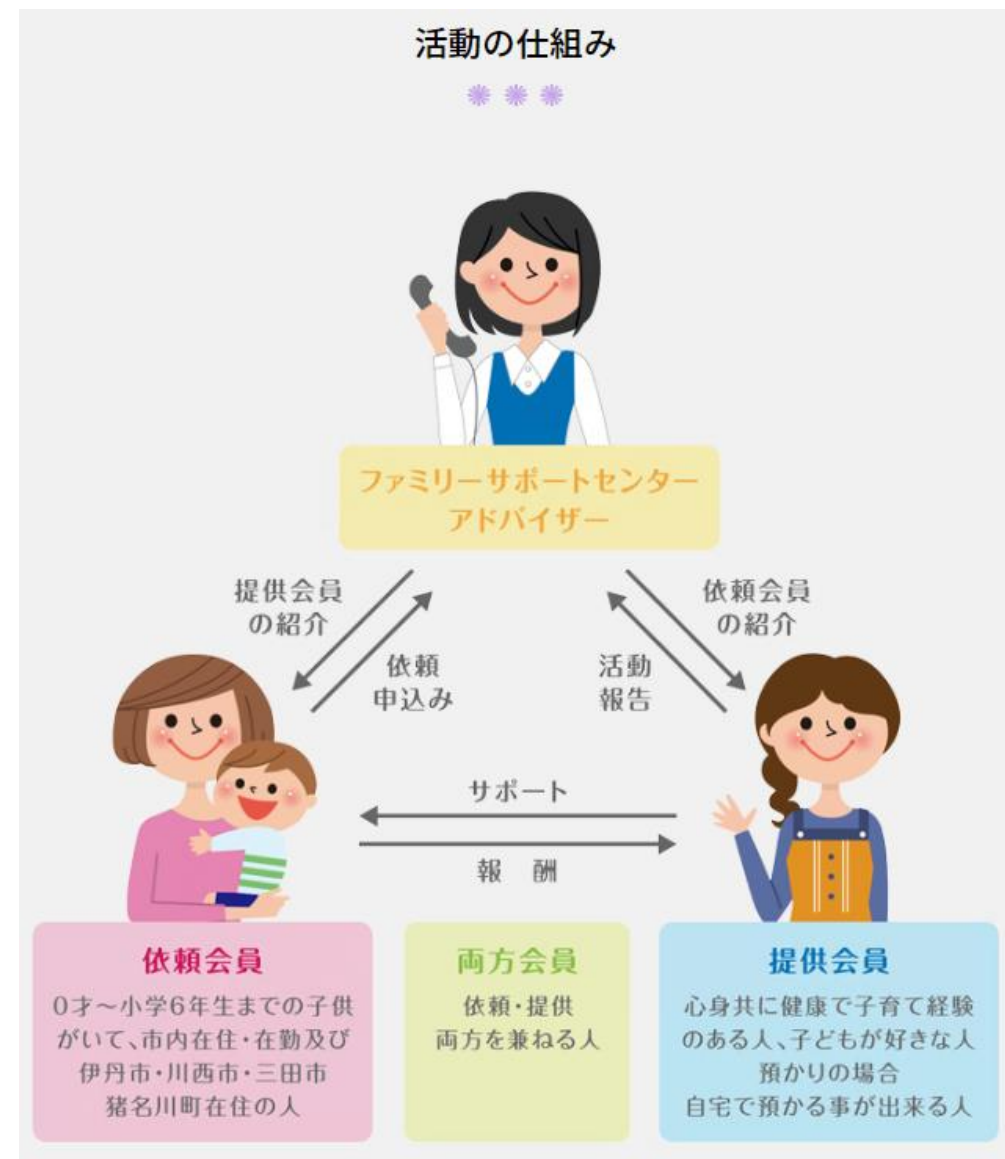
1時間を超えたら以後30分単位で350円(時間外は450円)ずつ加算されます。

※食事や交通費などは別途実費のお支払いが必要です。

※当日キャンセルは予定時間の半額(最大700円)、無断キャンセルは全額のキャンセル料がかかります。

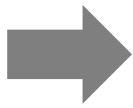
※制度の利用には「依頼会員」としての登録が必要です。
詳細については、宝塚市ファミリーサポートセンターのホームページをご確認ください。
(登録に2～4週間程度の時間が必要です。)

[宝塚市ファミリーサポートセンター ホームページ](#)

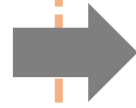


※ファミリーサポートセンター
依頼会員の登録も行ってください
(登録に2~4週程度の時間が必要です。)

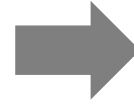
利用申請書の提出



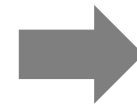
利用決定通知書の交付



ファミリーサポートを
活用した保育の実施



助成金の申請
(月ごと)



助成金の交付
(月ごと)

月ごとに申請が必要

(学校がある日)

放課後にあらかじめ指定した場所で
児童と提供会員とが待ち合わせ
(学校の先生同伴)

(学校がない日) 夏休みなど

あらかじめ指定した場所で
児童と提供会員とが待ち合わせ
(保護者同伴)

あらかじめ提供会員・学校の先生と
児童の引き渡しについて調整しておいてください。

提供会員の自宅等で保育

保育場所は、提供会員の自宅や児童の自宅が想定されます。
あらかじめ、提供会員と調整しておく必要があります。

保護者が保育場所までお迎え

保護者のお迎えが必須です。

申請書の提出と決定通知書の送付について

原則として利用を開始する2週間前までに登録申請書を宝塚市役所アフタースクール課へ提出してください。

宝塚市待機児童ファミリーサポートセンター利用助成事業
登録申請書

年 月 日

宝塚市長 あて
下記内容で、宝塚市待機児童ファミリーサポート利用助成事業の登録申請を行います。

○申請者及び児童の情報

保護者氏名 (申請者)	フリガナ		電話番号		
	氏名		アドレス		
住所					
対象 児童	①	フリガナ		学年	
		氏名		学校名	
		申請中の 児童クラブ名		待機順位	
	②	フリガナ		学年	
		氏名		学校名	
		申請中の 児童クラブ名		待機順位	
	③	フリガナ		学年	
		氏名		学校名	
		申請中の 児童クラブ名		待機順位	

○ファミリーサポート事業の利用に関して

利用開始予定日	月 日
想定する利用時間	時 分 ~ 時 分
想定する利用頻度	週 日程度

※ファミリーサポート事業を使用するには、事前に依頼会員の登録が必要です。
※助成の対象となるのは、児童クラブの開所時間と重なる時間の経費です。

○口座情報 ※口座名義は申請者と同一のものに限ります。

銀行名	銀行	支店名	支店
口座種別	口座番号		
口座名義			

内容を確認の上、チェックをしてください。

- 上記記載内容に誤りがないことを確認しました。
- 助成金の不正利用があった場合は、速やかに市の指示に従い返還します。
- 待機順位が回ってきた段階で、本制度の利用が停止することについて理解しました。
- 申請内容は、子ども家庭支援センターと情報共有することについて理解しました。

登録申請書の提出後

- ・ 市で受理後、内容を審査し決定通知書を返送します。
- ・ 助成決定の場合は、通知書に書かれている開始日からの費用が助成の対象となります。
- ・ 決定通知書に記載の利用時間以外の経費は助成の対象外となりますのでご注意ください

助成金の申請方法

月ごとに利用実績を市に報告します。

宝塚市地域児童育成会待機児童ファミリーサポートセンター事業利用助成金請求書

(年 月分) 年 月 日

宝塚市長 あて

宝塚市地域児童育成会待機児童ファミリーサポートセンター利用助成金の支給を受けたいので、宝塚市地域児童育成会待機児童ファミリーサポートセンター利用助成実施要綱第7条の規定により請求します。

申請者 (保護者名)	フリガナ			電話番号 (連絡先)	
	氏名	④			
対象児童	住所	宝塚市			
	氏名	提供会員に支払った報酬 (月額総額)		請求額	
		時間	金額 (円)	育成料相当額 (月額)	請求金額 ※3
					円
					円
					円
合計					円
振込先	金融機関名	銀行		支店	
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義				

※1 助成金は1か月分ごとに翌月10日までに請求してください。
※2 援助活動報告書は必ず1か月分をまとめ、日付順にして添付してください。
※3 助成は、対象児童の1か月の援助活動に支払った費用のうち、育成料相当額を控除した金額となります。
※4 請求額は対象児童ごとに記載すること。
※5 口座名義人と申請者(保護者名)は必ず同一にしてください。

助成金は月ごとの申請が必要です。

- ・1か月分を翌月10日までに提出してください。
※原則、申請月の月末に振り込みます。
- ・左記の様式に加えて、ファミリーサポートセンターが
交付する「援助活動報告書(ピンク色の紙)」の写しを添付
し提出してください。
- ・内容確認後、指定の口座にお振込みをさせていただきます。

Q 習い事への送迎にファミリーサポート事業を活用した場合は、助成の対象となりますか？

A 待機児童ファミリーサポートセンター事業利用助成の対象とはなりません。助成の対象となるのは、ご自宅等で対象児童を保育するために発生した費用のみです。

※習い事への送迎等に対する助成・・・子ども家庭支援センター（☎85-3862）にお問い合わせください
（ひとり親家庭等、利用条件あり）

Q 何時までの保育の費用が助成の対象となりますか？

A 学校がある日…下校時から午後5時まで
学校がない日…午前8時30分から午後5時まで

※延長保育の申請をしている方は、申請をしている保育時間（18時～19時）までが対象となります。

Q 自分の自己負担額が知りたい。

A 決定通知書に記載の助成額の欄をご確認ください。自己負担額は、延長申請の有無や世帯の収入状況等によって異なります。

Q ファミリーサポートの利用を希望した場合に、すぐに利用できますか？

A まず、「依頼会員としての登録」と「助成についての決定通知書」が必要です。
その上で、希望する日時について提供会員とマッチングできた場合はご利用いただけますが、必ずしも提供会員とマッチングできるわけではありませんのでご了承ください。